

携帯電話等中継基地局（5G基地局及びそれ以外も含む基地局）設置に関する条例制定についての陳情に賛成の立場で討論いたします。

今回の陳情は情報公開と事前説明について5点、環境因子に敏感な人々の保護について2点、計7点の内容を盛り込んだ条例の制定をしてほしいとの内容でございました。この次世代通信規格である5Gには「高速・大容量」、「多接続」、そして「低遅延」という3つの特徴があります。

4Gによってスマートフォンが日常生活の多くの面に影響を与えるようになりましたが、5Gが普及してくればスマートフォンのような限定的な機器だけでなく、あらゆる端末がアプリなどのシステムと連携していくことが予想され、5G環境が整備されることによって、自動運転、製造業での生産性向上、スマートハイウェイ、遠隔医療、などが実現可能になります。

つまり、AIやロボットを社会インフラの礎、もしくはキーテクノロジーとして活用するために、5G環境の実現が推進されていると言っても過言ではありません。

また、5G周波数の割当要件には、地方創生への政策的意志が色濃く表れていて、社会課題解決のユースケース開発や投資優遇税制、携帯電話事業者による全国向け5Gサービスとは別に地域の企業や自治体、大学等さまざまな主体が、自ら所有する建物や敷地内で、エリアを限定してネットワークを構築して利用できる「ローカル5G」など地方創生政策が多く盛り込まれています。その一方で、健康被害に関しても考えていかなければなりません。

では、5Gが健康にどのような影響を与えるのか、危険な技術なのか、を考える際、各国の情報や様々な研究結果が報告されているものを見ていますと、本当に色々な視点からの意見があり難しい状況ではありますが、簡単に申し上げますと電磁波が強すぎるということ、と思います。

5G基地局の電波は遠くまでは届かず、数百メートルから1キロメートルほどしか飛ばないとされており、現行の4Gと比べても短く、この課題を克服するためにはより多くの5G基地局を設置する必要があるため、日々の生活の中で体に電磁波を浴びることになり、普通に考えれば電磁波が強すぎることで、人体に影響が出るという事は予想できる状況でもあります。

10年前の報告になるのですが、英国の保険会社ロイズ社がまとめた報告書があります。無線通信技術とアスベストを比較したもので、同社のリスク分析チームは5Gのもたらす危険性について当時から注目しており、その結果、ロイズ社は大手の通信事業会社から5G導入に関連する保険の引き受け要請を、すべて拒否したとの事です。5Gのもたらす健康被害額が膨大になり、とても保険事業としては採算が合わないとの判断だと考えられます。また、アスベストの時にも当初は健康被害はあまりないというところがありましたが、やはりその後健康

被害が報告され、そうした状況にもなっております。とはいえ、免疫機能への影響や身体の生体機能に影響が出るなどの健康被害については、5G環境が整備されていく先にしか現時点ではわからない状況です。総務省が発表した「ICTインフラ地域展開マスタープラン」では、2023年度末までに約21万局以上の5G基地局を設立することを目標としていることから、これから野田市でも設置が加速されていくことは確かでございます。今回提出された陳情の内容は、本来もう少し精査しながら制定していくことが必要と考えますが、やはりこの条例の制定をする事が必要と考え、この陳情に賛成といたします。